

# 傍聴要領

令和7年度埼玉県利根保健医療圏(幸手・加須保健所所管区域)  
難病対策地域協議会

## 1 傍聴する場合の手続き

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、事前に申込み手続きをし、事務局の指示に従ってTeams会議に参加してください。
- (2) 傍聴の受付は申込順で行います。従って、申込者が定員の4名になり次第受付を終了します。

## 2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が、3の規定に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、Teams会議から退場していただく場合があります。

## 3 会議を傍聴するに当たって守るべき事項

傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等議事を妨害しないこと。
- (3) 写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
- (4) その他会議の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。